

令和元年度第 2 回国際獣疫事務局 (OIE) 連絡協議会の概要について

農林水産省は、令和元年 12 月 18 日 (水曜日) に、令和元年度 第 2 回 国際獣疫事務局 (OIE) 連絡協議会 (以下「OIE 連絡協議会」という。) を農林水産省で開催しました。今回は令和元年 9 月に開催された OIE コード委員会の報告書で提示された OIE コード改正・新設案を中心に意見交換を行いました。意見交換の概要は以下のとおりです。

【意見交換の概要】

1. CSF について

- ・ OIE 連絡協議会に出席したメンバー (以下「メンバー」という。) から、特に意見はありませんでした。

2. 鳥インフルエンザについて

- ・ メンバーから、原案では低病原性鳥インフルエンザ (以下「LPAI」という。) が通報対象から除外されているが、LPAI から高病原性鳥インフルエンザ (以下「HPAI」という。) に変異が確認された際及び人獣共通感染症として確認された際には通報されるのか、と質問がありました。
これについて、事務局から、従前から病原性の変化・宿主の変化等が確認された場合には、新興感染症として通報される仕組みとなっている、と回答しました。
- ・ メンバーから、野外株と識別可能であればワクチン接種は清浄性ステータスに影響しないとのことだが、マーカーワクチンを想定しているのか、と質問がありました。
これについて、事務局から、マーカーワクチンも想定されているが、マーカーワクチンでなくとも、抗体・抗原検査を組み合わせ、生きたウイルスが循環していないことがサーベイランスを通じて確認する方法もある、と回答しました。
- ・ メンバーから、家きんについてペットや動物園の鳥は含まれるのか、と質問がありました。
これについて、事務局から、ペットや動物園動物は現行のコードでも家きんから除外されている、と回答しました。
- ・ メンバーから、LPAI をリスト疾病から除外することについて、LPAI の HPAI への変異の可能性及びワンヘルスの観点からリスクがあることを日本は主張してきたが OIE ではリスクベースの評価は行われたのか。WHO でも鳥インフルエンザ (以下、「AI」という。) はワンヘルス上重要な疾病とされ、対策の必要性が求められている中、今回の見直しは後退ともとれる、との指摘がありました。
これについて、事務局から、リスト疾病の要件をみたくどうかについて、OIE は 4 つの観点から評価しており、リスクベースの評価も含まれる。しかし、この評価の中でヒトへの影響が「inconclusive」となっているにも関わらず、リスト疾病の要件を

満たさない、と評価されていることについて、OIE に対し回答を求めていく、と回答しました。

- ・メンバーから、中国のように大量のワクチンを使用しているにもかかわらず、一定期間発生が確認されなければ清浄国宣言が可能なのか、と質問がありました。
これについて、事務局から、ワクチン接種の有無にかかわらず、一定期間を超えて発生が確認されなければ、清浄国宣言が可能。なお、鳥インフルエンザの清浄国は OIE 認定の公式ステータスはなく、各国が OIE の清浄国要件を満たした旨を自己宣言する、と回答しました。
- ・メンバーから、国際貿易はされないまでも、肉や卵が庭先で売買（流通）される場合、これらの鶏は家きんに含まれるのか、と質問がありました。
これについて、事務局から、国際的な流通の有無や規模にかかわらず、流通する場合には家きんに含まれる、と回答しました。

3. 小反芻獣疫について

- ・メンバーから特に意見はありませんでした。

4. アニマルウェルフェアについて

- ・メンバーから、営巢の区域と止まり木へのアクセスについて、三次案ではアクセスが「望ましい」とあるが、疾病発生リスク及び食の安全の観点から、「may be given」とするなどもう一段階下げた方が良いと考える、との意見が出されました。
- ・メンバーから、良好な飼養管理ができれば疾病リスクは抑えられるのだから、動物の動機づけられた行動を促す営巢の区域や止まり木については、設置することを前提とした第二次案に戻すべき、との意見が出されました。
- ・メンバーから、欧州の AW の動向を考えると、十分日本の意見は取り入れられたと考え、今回提示された案を支持する、との意見が出されました。
- ・メンバーから、様々な飼養形態の現場を見ている獣医師の立場からすると、巣箱を設置しても鶏が集中して圧死したり、かえって汚卵やヒビ卵が増える。また、自由なついでみは砂なども食べるので疾病リスクだけでなく誤食による生産性低下など、生産性や食の安全に問題を生じることもあると言うことは見過ごすべきでない、との意見が出されました。
- ・メンバーから、国際基準なのであらゆる国で適用可能なものであるべきなので、may be given を支持したい。但し、二次案よりは良くなったという意味で三次案も支持する、との意見が出されました。
これについて、事務局から、二次案から三次案への変更は、世界の国の様々な飼養形態や社会的背景を考慮し、国際基準として各国で柔軟に対応できるように改正したと理解してほしい。意見を踏まえコメントを提出する、と回答しました。
- ・メンバーから、舎飼システムについて、「さまざま」という表現ではどのようにでも解釈が可能であり、不十分である、との指摘がありました。
これについて、事務局から、「さまざま」という表現は施設面・物理的な面の話。どのような飼養形態でも良いという意味ではない。AW を動物の行動を測定指標として

評価し、その結果を飼養形態に反映させるという考え方で進んでいる。物理的な飼養形態を限定して表記しないことで、より柔軟にAWを達成できるコードとなっている、と回答しました。

- ・メンバーから、緊急時計画について、自然災害だけでなく放射能事故時など含めアニマルウェルフェアに配慮した項目を入れるべき、との意見が出されました。これについて、事務局から、特定の項目を策定するのは難しいが、書きぶりを変更することで対応できないか検討する、と回答しました。
- ・メンバーから、OIE コードありきではなく、最終目標（アウトプット）を考え、目標を明確化したプロセスを考えるべき。OIE コードはあくまで世界基準で、国内の対応はまた別途考えるべき、との意見が出されました。
- ・メンバーから、アウトプットは、疾病からの自由と行動の自由のバランスで決まる。どちらに重点を置くかということで疾病発生リスクや食の安全の観点を重視する必要がある、との意見が出されました。

5. BSE について

- ・メンバーから、世界でBSEの発生数が減少している中で、近年で発生が確認されている症例は「非定型」か、との質問がありました。これについて、事務局から、2019年の4頭の発生事例のうち全てが「非定型」、2018年の2頭の発生事例のうち、1頭が「非定型」、1頭が「定型」と回答いたしました。
- ・メンバーから、日本国内においては、臨床症状を呈する牛にダウナー牛を含めて検査しているが、米国などの世界における検査状況はどうか、との質問がありました。これについて、事務局から、EU、米国においても死亡牛やダウナー牛も対象となっている。各国のリスクに応じて科学的根拠に基づいて対応をしていく、と回答しました。
- ・メンバーから、配合飼料を与えず、放牧のみの飼養形態は難しいのではないかと。当局として配合飼料が与えられていない旨をしっかりと確認する必要があるのではないかと、との指摘がありました。これについて、事務局から、専門家会合でも議題となっており、獣医当局として国内の飼養形態・飼料規制について責任を持って把握してしかるべき、と回答いたしました。
- ・メンバーから、OIEとしてBSEの撲滅を目標として活動を行っているのか、との質問がありました。これについて、事務局から、非定型の発生を考慮すると、件数を0にすることは難しいが、飼料規制を通じて疾病のコントロールを行っていくということ、と回答しました。

6. 全体を通じた意見交換

- ・メンバーから、疾病の侵入リスクを減らすため、更なる水際の罰則強化が必要ではないか。また、野生動物のコントロールは省庁をまたいでいるが、一本化した対応が必要である、との意見が出されました。
- ・メンバーから、日EU EPAの中でアニマルウェルフェアが扱われると聞いているがど

のようになっているのか。和牛の輸出に影響するのではないかと質問がありました。これについて、事務局から日 EU EPA には AW 章があり、議論の場を持ちましょうということになっているが、AW の部会よりも上部になる組織を準備中と（外務省から）聞いている。それとは別に具体的な輸出条件は品目ごとに個別交渉するので、牛肉などは既に輸出可能となっている、と回答しました。

- メンバーから、AI 章について、リスト疾病要件の評価において、人への重篤な健康影響については「inconclusive」とされたとのことだが、H7N9 では人への重大な健康被害が確認されており、LPAI は鳥よりも人への影響が大きいとの見解もある。AI はワンヘルスの最も重要な課題の 1 つであり、LPAI の人の健康への影響を過小評価すべきではない、との意見が出されました。
- メンバーから、今後、OIE として野生動物のリスクに対してどのように考えていくのか、と質問がありました。
これについて、事務局から、OIE の現状では、野生動物に対する勧告を家畜に対する勧告と明確に分けることができる場合には、分けて考えている。ただし、分けて考えるためには、科学的根拠に基づく必要がある、と回答しました。
- メンバーから、CSF がメディアで取り上げられる機会が増えて、関心を持つ人が増えてきている。消費者レベルでも、豚の生産や消費について正しい知識を学ぼうという機運が高まっている。一方で、動物の殺処分や落胆する農家の様子が繰り返しニュースなどでも流れ、子供達も目にしている。なぜ殺さなければならないのかなど、正しい情報を発信することが重要、との意見が出されました。
これについて、事務局から、リスクコミュニケーションを積極的に行っていきたい、と回答いたしました。
- メンバーから家畜生産の気候変動に与える影響につき、OIE はどのようにとらえているのか、と質問がありました。
これについて、事務局から、OIE は気候変動に対して何かしらの活動を行う組織ではない。なお、農林水産省（技術会議事務局）としては試験研究を実施している、と回答しました。
- メンバーから、大豆ミートやゲノム編集の話もある。我が国としてどのように考えていくのか、と質問がありました。
これについて、事務局から、（一般的な食品安全は厚生労働省及び食品安全委員会によって確保されるものであるため大豆ミートに関しては回答せず。）遺伝子組換えなど行っていないクローンでも我が国の消費者に受け入れられなかったという経験を畜産物は持っているので積極的な推進は行ってない。なお、外来遺伝子等を導入されていないゲノム編集に関しては農産物と同様、食品は厚生労働省に事前届出をお願いしており、生体に関しては環境への影響を加味して農林水産省（農産安全管理課）に事前届出をお願いしている。また、飼料に関しても農林水産省（畜産安全管理課）に事前届け出をお願いする方向で検討中、と回答しました。

(以上)